

応募方法

総務課備え付けの申込書に氏名、生年月日、住所、電話番号等を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

※市ホームページからも申込書をダウンロードできます。

○持参の場合

総務課行政管理係

※市役所本館 2 階です。

○郵送の場合

〒415-8501

下田市東本郷一丁目5番18号

総務課行政管理係宛て

その他

応募者多数の場合は、応募の動機や他の委員会等委員の就任状況を考慮し、審査決定させていただきまますので、ご了承ください。

問合せ先

総務課行政管理係

☎ 22211

平成 29 年度国民年金

免除申請の受付は

7 月 3 日から

平成 29 年度の国民年金保険料は、月額 16,490 円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合、申請手続きをすることにより、

保険料が免除又は猶予されます。

また、平成 26 年 4 月から免除・猶予が承認される期間が保険料の納付期限から 2 年を過ぎていない期間まで、さかのぼって申請できるようになりました。

※なお、平成 26〜28 年度分は現在も受け付けておりますが、平成 29 年度分の申請は 7 月 3 日 (月) から開始となりますので、ご注意ください。

問合せ先

市民保健課国保年金係

(窓口③) ☎ 23922

期限切れとなる

水道用水量水器の

交換をします

上下水道課では、平成 29 年度中に検定期間切れとなる水道用水量水器 (メーター) 口径 13mm、約 830 個の交換業務を、7 月 4 日から平成 29 年 12 月 22 日の期間にて行います。つきましては、下田市指定水道工事人 (水道工事店) が該当するお宅を訪問し、水道用水量水器の交換をします。作業中は、何かとご不便、ご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いいたします。

なお、量水器より宅内側にあるバルブ等の修繕・取替に

つきましては、個人が依頼する別途工事となりますので自費となります。また、量水器は無償の貸与品となっておりますので、大切に管理をお願いいたします。

※口径 20mm 以上の交換は、平成 30 年 1 月〜2 月を予定しています。

○水道ひとくちメモ

計量法により、水道用水量器 (メーター) の検定期間 (使用期間) は 8 年と定められ、期限切れになるメーターは新検定品に交換しなければなりません。適正な計量を行うために、検定期間が定められ、交換するものです。

問合せ先

上下水道課工務係

☎ 21200

下田市身体障害者
福祉会へ入会しませんか

◎下田市身体障害者福祉会とは?

身体に様々な障害をもった方が仲間をつくり、スポーツや文化行事を通して、悩みや

困りごとをお互いに助け合いながら、社会参加をしていくことを目的とする障害者の親睦団体です。

◎どんな活動があるの?

各種スポーツ大会 グラウンドゴルフ、卓球、フライングディスク、ボウリング等
各種文化活動 文化作品展、芸術祭、うたの広場、囲碁等
各種研修活動 会員研修会、障害者防災研修会、相談員研修会等
※移動費等の交通費は、身体障害者福祉会で負担します。
※活動への参加は自由です。

◎どんなメリットがあるの?

同じように障害をもった仲間ができるのはもちろん、障害者に必要な情報を入手することができまます。

入会を希望する方は、左記役員までお申し込みください。

年会費 1,000 円

役員

・川端 元之 (須崎)

☎ 23664

・笹本 米作 (吉佐美)

☎ 26483

・里見たか子 (蓮台寺)

☎ 25935

・後藤 瑞義 (箕作)

☎ 21134

問合せ先

福祉事務所障害福祉係

(窓口⑥) ☎ 2216

敷根プール

夏期営業時間の

お知らせ



夏期 (6 月から 8 月) は、午前も遊泳できます。

夏期営業時間

火曜〜金曜 10 時〜20 時 30 分

土日、祝日 10 時〜18 時 30 分

問合せ先

敷根公園屋内温水プール

☎ 26333

ひきこもり相談会を

行います

日時 第 2 水曜日

10 時〜16 時 30 分

場所

下田総合庁舎 4 階 相談室

対象者 ひきこもりの状態にある方の家族または本人

申込方法 事前に左記まで予約をしてください。

その他 相談は無料です。

秘密は厳守します。

問合せ先

賀茂健康福祉センター福祉課

☎ 2056